鹿児島県立加治木特別支援学校 いじめ防止基本方針

学 校 目 標	教職員一人一人がいじめ等の人権問題に積極的に取り組み，児童生徒が安心して生活を送れる学校を目指す。

【いじめ防止対策委員会】	
内容	○　年間を通した取組等について検討 ○　年間活動の総括，次年度の計画・作成
構成	○　校長　　○　教頭　　○　事務長 ○　各学部生徒指導主任　　○　各学部主事　　○　養護教諭 ・　必要に応じて担任等関係者，外部専門家
役割	○　学校基本方針に基づく取組の実施や，具体的な年間計画の作成・実行・修正の中核 ○　いじめの相談・通報の窓口 ○　いじめの疑いに関する情報や，児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有 ○　いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の確認，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者や南九州病院との連携といった対応を組織的に実施するための中核

保護者との連携

・　学級・学部 PTA，PTA 総会の活用

南九州病院や，利用施設との連携

学校の取組

〔未然防止〕

⑴　お互いを認め合い，支え合うきずな作り（教育活動全般）

⑵　「いじめ問題を考える週間」（５月，９月）

・　いじめ問題に関する授業を実施し，職員間で共通理解し，児童生徒に伝える。
“いじめは絶対に許されない行為であること”
“教師はいじめられた子供を守ること”
“絶対に自ら命を絶ってはならないこと”

⑶　人権同和教育，道徳教育との連携

⑷　児童生徒による主体的な活動の取組の検討
（児童生徒会活動において呼び掛け放送 等）

⑸　情報モラル教育の充実

〔早期発見〕

⑴　アンケートの実施（いじめに関することのほか携帯電話やネットに関するものも含む。）

⑵　個別面談

・　いじめ問題を考える週間や人権週間をはじめ，必要に応じて随時行い，問題行動を見逃さないようにする。

〔対応〕

⑴　いじめ対応マニュアルに則り，適切なケア及び指導を行う。

⑵　スクールカウンセラー等の活用

県教委との連携

・　指導主事の招へい及び助言

・　研修等への講師招へい

関係機関との連携

・　警察

・　児童相談所

・　市町村の福祉部局等